

# 入札制度等の改正概要について

令和5年4月 福島県入札監理課

## 第1 総合評価方式の改正

### 1 国・県・市町村の実績評価の見直しについて 【工事関係】

#### (1) 国・県・市町村の実績評価の見直し

「災害時の出動実績又は災害応援協定締結」、「除雪・維持補修業務」の評価について、頻発、激甚化する災害時の緊急対応など、県管理施設の安全・安心を支える地元企業の役割が重要となっていることから、県管理施設の実績をより重視した評価に改正する。

| 災害時の出動実績<br>又は<br>災害応援協定締結 |                       | 改正後（令和5年4月以降） |              | 現行（令和5年3月まで） |       |
|----------------------------|-----------------------|---------------|--------------|--------------|-------|
|                            |                       | 標準型、簡易型       | 左記以外         | 標準型、簡易型      | 左記以外  |
| 上位                         | 災害時出動実績かつ<br>災害応援協定締結 | <u>3.5点</u>   | <u>1.75点</u> | 3.0点         | 1.50点 |
|                            |                       | 3.0点          | 1.50点        |              |       |
| 中位                         | 災害時の出動実績              | <u>3.0点</u>   | <u>1.50点</u> | 2.5点         | 1.25点 |
| 下位                         | 災害応援協定締結              | <u>2.0点</u>   | <u>1.00点</u> | 1.5点         | 0.75点 |
|                            |                       | 1.5点          | 0.75点        |              |       |

| 除雪・維持補修業務<br>の実績 |                        | 改正後（令和5年4月以降） |              | 現行（令和5年3月まで） |       |
|------------------|------------------------|---------------|--------------|--------------|-------|
|                  |                        | 標準型、簡易型       | 左記以外         | 標準型、簡易型      | 左記以外  |
| 上位               | ①5年度連続する除<br>雪と維持補修の実績 | <u>3.5点</u>   | <u>1.75点</u> | 3.0点         | 1.50点 |
|                  | ②過去5年度以内に<br>福島県道路除雪表彰 | 3.0点          | 1.50点        |              |       |
| 下位               | 過去3年以内に1件<br>以上の実績     | <u>2.0点</u>   | <u>1.00点</u> | 1.5点         | 0.75点 |
|                  |                        | 1.5点          | 0.75点        |              |       |

※改正後 上段：県管理施設の実績の場合の加算点

下段：国、市町村管理施設の実績の場合の加算点

### 2 地域密着型における地域要件の特例について

【別紙】 のとおり

### 3 評価項目の見直しについて 【工事関係】

#### (1) 週休2日確保工事の評価対象の見直し

週休2日確保工事の実績について、現行では発注種別を問わず週休2日の実績を評価していますが、入札参加者の公平性確保の観点から発注工事と同一の発注種別の実績を評価対象とする。

| 改正後（令和5年4月以降）                                 | 現行（令和5年3月まで）                       |
|-----------------------------------------------|------------------------------------|
| 標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型                           | 標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型                |
| 過去1年以内に <b>発注工事と同一の発注種別</b> の週休2日確保工事の実績がある企業 | 過去1年以内に発注種別にかかわらず、週休2日確保工事の実績がある企業 |
| 0.25点                                         | 0.25点                              |

#### 【具体例】

現行：発注種別が建築工事の場合でも一般土木工事における実績も加点対象。

改正後：発注種別が建築工事の場合、建築工事における実績のみが加点対象。

#### (2) 同一市町村の工事实績の評価対象の見直し

同一市町村の工事实績について、現行では発注種別を問わず同一市町村の実績を評価していますが、入札参加者の公平性確保の観点から発注工事と同一の発注種別の実績を評価対象とする。

なお、一般土木工事及び舗装工事については、双方の実績を評価対象とする。

| 改正後（令和5年4月以降）                                              |             | 現行（令和5年3月まで）                    |             |
|------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------|-------------|
| 標準型、簡易型                                                    | 特別簡易型、地域密着型 | 標準型、簡易型                         | 特別簡易型、地域密着型 |
| 一般土木工事又は舗装工事の場合                                            |             | 一般土木工事又は舗装工事の場合                 |             |
| 過去3年以内に同一市町村内において、公共工事の実績がある場合 <u>（一般土木工事又は舗装工事の実績に限る）</u> |             | 過去3年以内に同一市町村内において、公共工事の実績がある場合  |             |
| （上位点） 3件以上                                                 |             | （上位点） 3件以上                      |             |
| 2.5点                                                       | 1.0点        | 2.5点                            | 1.0点        |
| （下位点） 2件                                                   |             | （下位点） 2件                        |             |
| 1.5点                                                       | 0.5点        | 1.5点                            | 0.5点        |
| 上記以外の発注種別の場合                                               |             | 上記以外の発注種別の場合                    |             |
| 過去10年以内に同一市町村内において、公共工事の実績がある場合 <u>（同一発注種別の実績に限る）</u>      |             | 過去10年以内に同一市町村内において、公共工事の実績がある場合 |             |
| 2.5点                                                       | 1.0点        | 2.5点                            | 1.0点        |

### (3) 若手・女性技術者の評価対象の拡大

若手・女性技術者の入職及び現場での更なる活用を促進するため、若手・女性技術者を現場代理人に配置する場合も評価対象とする。

| 改正後（令和5年4月以降）                          | 現行（令和5年3月まで）                           |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型                    | 標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型                    |
| 配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）に若手・女性技術者を配置予定の場合 | 配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）に若手・女性技術者を配置予定の場合 |
| 0.50点                                  | 0.50点                                  |
| <b>現場代理人に若手・女性技術者を配置予定の場合</b>          | —                                      |
| <b>0.25点</b>                           | —                                      |

### (4) 新分野進出の評価対象の見直し

新分野進出の実績について、現行では福島県建設業新分野進出企業認定事業による認定（以下「認定」という。）を受けていない企業も評価しているが、認定登録を促進するため、令和6年度より認定を受けている企業のみを評価する。

令和5年度は経過措置期間とし、令和4年度同様に認定を受けていない企業も評価対象とするが下記要件を追加する。

- ・新分野事業に係る年間売上額が100万円以上であること。

## 4 適用年月日【総合評価方式の改正】

令和5年4月1日以降に入札公告する案件から適用する。

## 第2 地域の守り手育成型方式（試行）の見直しについて

【別紙】のとおり

### 第3 入札制度に関する改正

#### 1 資本関係又は人的関係がある企業の入札参加制限について

条件付一般競争入札において、資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めないものとする。

また、該当する企業同士が同一入札へ応札した場合は落札できないものとし、第1落札候補者となった場合は失格とする。

#### 2 質問書の受付期間の確保について

総合評価方式の「標準型」、「簡易型」、「特別簡易型（5千万円以上）」における質問書の受付期間（以下「質問期間」という。）について、5日以上を6日以上とする。

なお、橋梁上部工事やトンネル工事など多数の質問が想定される工事にあつては、質問期間を延長する。

#### 3 適用年月日

令和5年4月1日以降に入札公告する案件から適用する。

## 地域の守り手育成型方式（試行）の見直しについて

令和5年4月 福島県入札監理課

## 1 主旨

地域の守り手育成型方式については、入札結果の分析・評価、関係者アンケート、建設関係団体等の意見聴取を行い、運用にあたっての課題を取りまとめてまいりました。

また、頻発・激甚化する災害時の緊急対応など、地域の安全・安心を支え、技術力を備えた地元建設業の役割が一層重要となっております。

これらを踏まえ、令和5年度地域の守り手育成型方式を以下のとおり見直します。

## 2 運用見直し

## (1) 登録企業が少ない管内の対応

## ①内申企業数、指名企業数の見直し

現在の規定（内申12者以上、指名9者以上）を原則とする。ただし、建設事務所管内の登録企業が9者以上12者未満の場合、「内申9者以上、指名7者以上」に減ずることができるものとし、9者未満の場合は②の対応とする。

## ②総合評価方式（地域密着型）の適用

建設事務所管内の登録企業9者未満の場合は、総合評価方式（地域密着型）を適用することとし、特例として地域要件を「隣接3管内」までとする。

| 発注種別                 | 設計金額   | 地域要件  |       |
|----------------------|--------|-------|-------|
|                      |        | 改正後   | 現行    |
| 電気設備工事、<br>暖冷房衛生設備工事 | 1千万円以上 | 隣接3管内 | 県内    |
|                      | 1千万円未満 | 隣接3管内 | 隣接3管内 |

## ※ 見直し前と見直し後の比較

- ・ 守り手方式が運用できない管内（現行）：のべ13管内（建築2 電気6 暖冷房5）
- ↳ ・ 指名数減で対応できる管内：のべ3管内（建築1 電気1 暖冷房1）
- ↳ ・ 地域密着型で対応する管内：のべ10管内（建築1 電気5 暖冷房4）

## (2) 選考基準の見直し

選考基準に「実績・経験」「地域貢献」を新たに加える。

## 【選考基準】

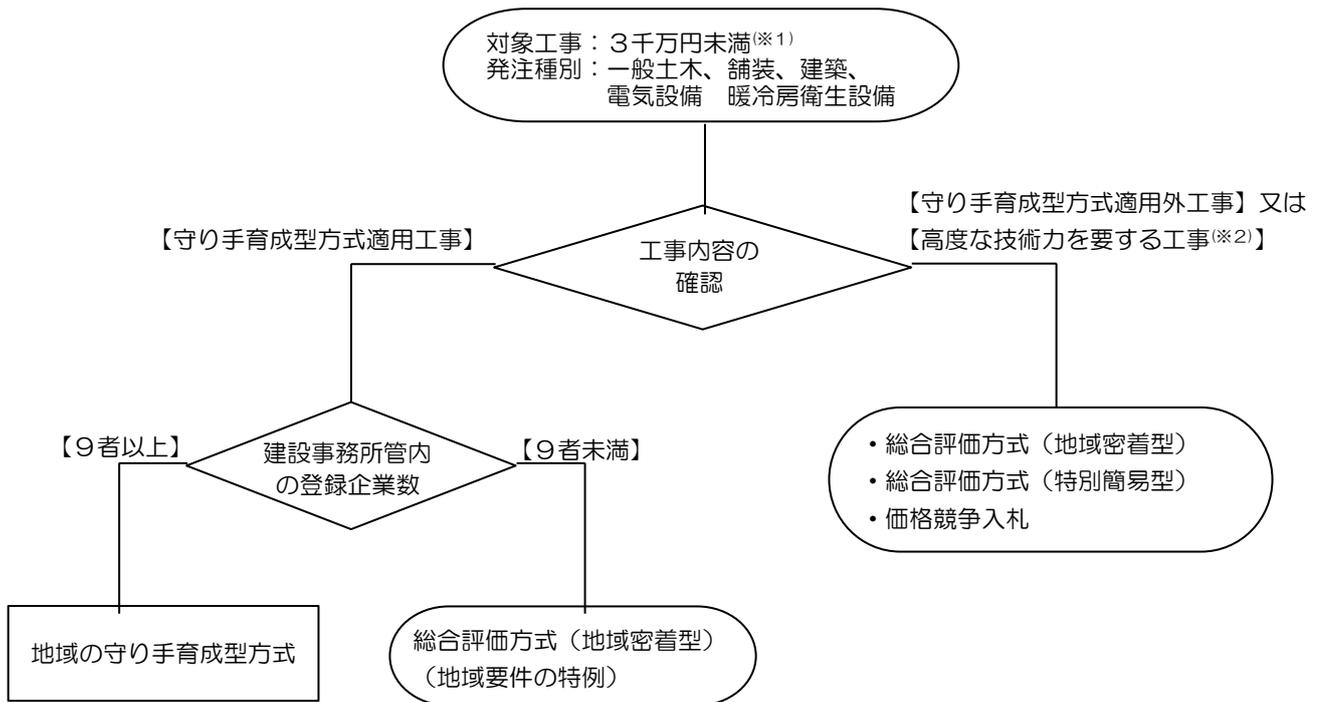
- ① 地理的要件
- ② 技術的適正
- ③ 実績・経験
- ④ 地域貢献
- ⑤ 手持ち工事量
- ⑥ 資本関係・人的関係
- ⑦ 受注回数、指名回数

※ 選考基準の運用については非公表とする。

### 3 適用期日

令和5年4月1日以降に起工する案件から適用する。

#### 【参 考】指名選考フロー



#### 地域の守り手育成型方式の運用

##### 1 内申企業数、指名企業数

内申企業12者以上、指名企業9者以上を原則とする。ただし、建設事務所管内の登録企業が9者以上12者未満のときは内申企業9者以上、指名企業7者以上に減ることができるものとし、9者未満の場合は総合評価方式(地域密着型)を適用するものとする。

##### 2 選考基準

- ①地理的要件      ②技術的適正      ③実績・経験
- ④地域貢献      ⑤手持ち工事量      ⑥資本関係・人的関係
- ⑦受注回数・指名回数

#### 総合評価方式（地域密着型）の 地域要件の特例

建設事務所管内の登録企業が9者未満のため、地域の守り手育成型方式の適用ができず、地域密着型で発注する場合、特例として地域要件を「県内」まで広げず「隣接3管内」までとする。

※1 対象工事は、農林水産部及び土木部発注工事とする。

※2 高度な技術力を要する工事とは、構造物の主部材に係る工事など施工にあたって厳密な品質管理を要する工事、関連工事との工程調整を要する工事など綿密な工程管理を要する工事等とする。